

大阪市副市長会議設置要綱

制定：平成25年3月29日

改正：令和4年4月1日

(設置)

第1条 重要施策その他市政の重要事項について、副市長マネジメントのもと、都市経営の観点から迅速かつ戦略的に決定し、市政を総合的かつ効率的に推進するため、大阪市副市長会議（以下「副市長会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 副市長会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 重要施策その他市政の重要事項に関すること
- (2) その他前条に定める目的を達成するため副市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 副市長会議は、副市長、副首都推進局長、市政改革室長、デジタル統括室長、総務局長、区長（区長会議設置規程（平成25年達第37号）第3条第3項の規定により区長会議の会長に指名された者及び同条第5項の規定により区長会議の副会長に指名された者のうち同条第6項の規定により定められた順序が第1順位のものに限る。）、政策企画室長、市民局長、財政局長及び計画調整局長で組織する。

- 2 副市長は、副市長会議の会議を招集し、主宰する。
- 3 副市長が必要と認めるときは、第1項に規定する者以外の者に会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 副市長会議の庶務は、政策企画室において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、副市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。